

第2期

栗原市地球温暖化対策実行計画

（ 庁内地球温暖化対策実行計画 ）

平成21年3月

栗 原 市

目 次

第 1 章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題	2
2 地球温暖化防止に向けた取り組み	2
3 第 1 期計画の概要について	3

第 2 章 第 2 期実行計画の基本的事項

1 計画の目的	6
2 計画期間	6
3 基準年度	6
4 実行計画の対象とする施設	6
5 対象とする温室効果ガス	6
6 温室効果ガスの排出の現状	7

第 3 章 第 2 期実行計画の目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標	9
2 温室効果ガスの排出量削減の目安	9

第 4 章 目標達成のための具体的な取り組み

1 日常的な取組	1 1
2 省エネルギー・省 C O ₂ 設備導入に関する取組	1 4

第 5 章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進等	1 5
2 計画の実施状況の公表	1 5

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

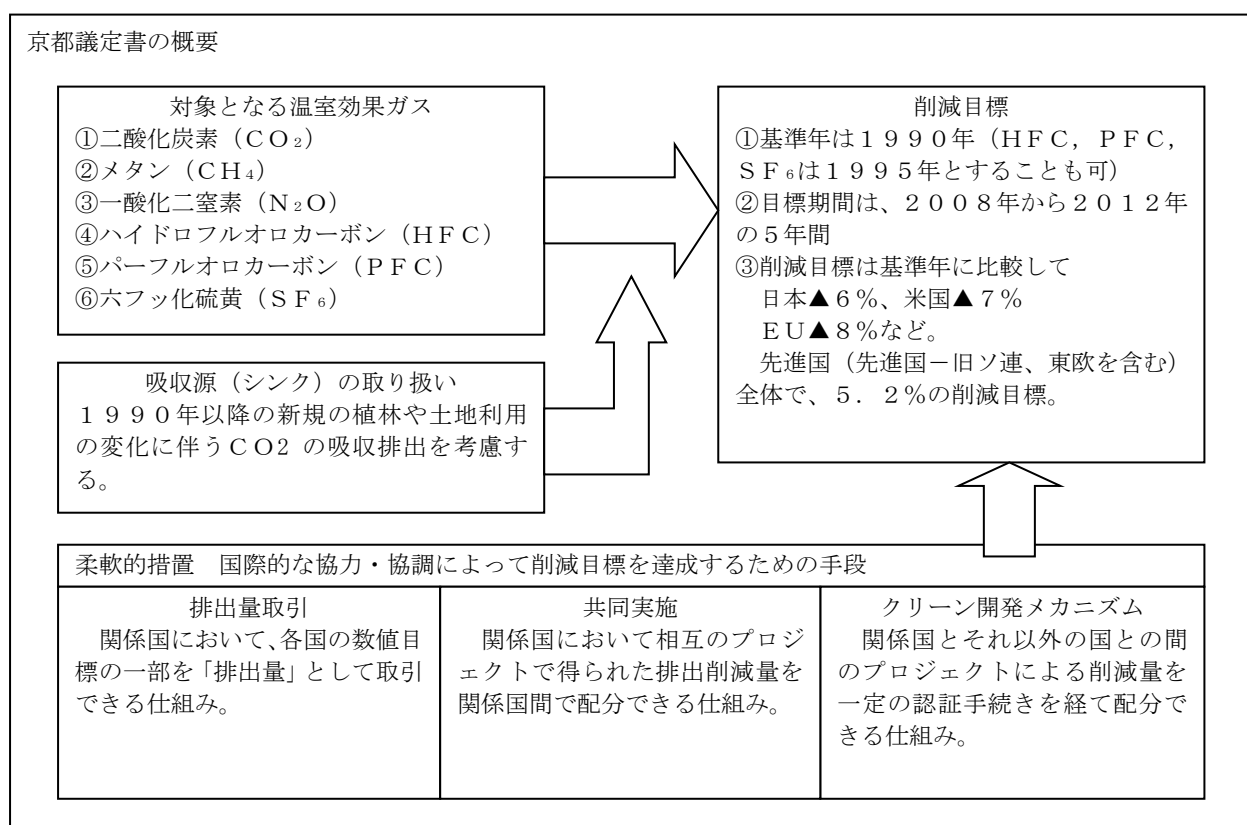
急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 地球温暖化防止に向けた取り組み

(1) 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。



これらの国際的動きを受けて、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。

この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。この計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

（2）栗原市の取り組み

栗原市は、現在そして将来において、市民がより健康で安全かつ安心な生活を営むことができる、人間及び自然が共生する健全で恵み豊かな環境の確保を基本理念として、「栗原市環境基本条例」を平成18年3月に制定し、この条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に「栗原市環境基本計画」を策定しました。

また、平成21年3月には地球温暖化の推進に関する法律に基づき、「栗原市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成25年度に計画期間が満了したことに伴い、平成26年度からの5ヶ年を計画期間とした「第2期栗原市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進める取り組みを行います。

3 第1期計画の概要について

（1）策定時期

平成21年3月

（2）計画期間

平成21年度から平成25年度（5ヶ年、基準年度：平成19年度）

（3）対象となる範囲

計画の対象とする事務事業は、市が行う事務事業とし、対象とする組織・施設は職員自ら事務事業、管理を行っている組織・施設

なお、外部に委託して行う事務事業（指定管理者制度を含む）については、実行計画の対象外としています。

（4）削減目標

平成25年度における温室効果ガス総排出量を、基準年度である平成19年度に比べて6%削減します。

(5) 目標達成状況

平成21年度から平成23年度までは6%超の削減率となり目標値を達成しました。

平成25年度では4.7%の削減率となり、目標の達成とはなりませんでした。

単位：kg-CO₂

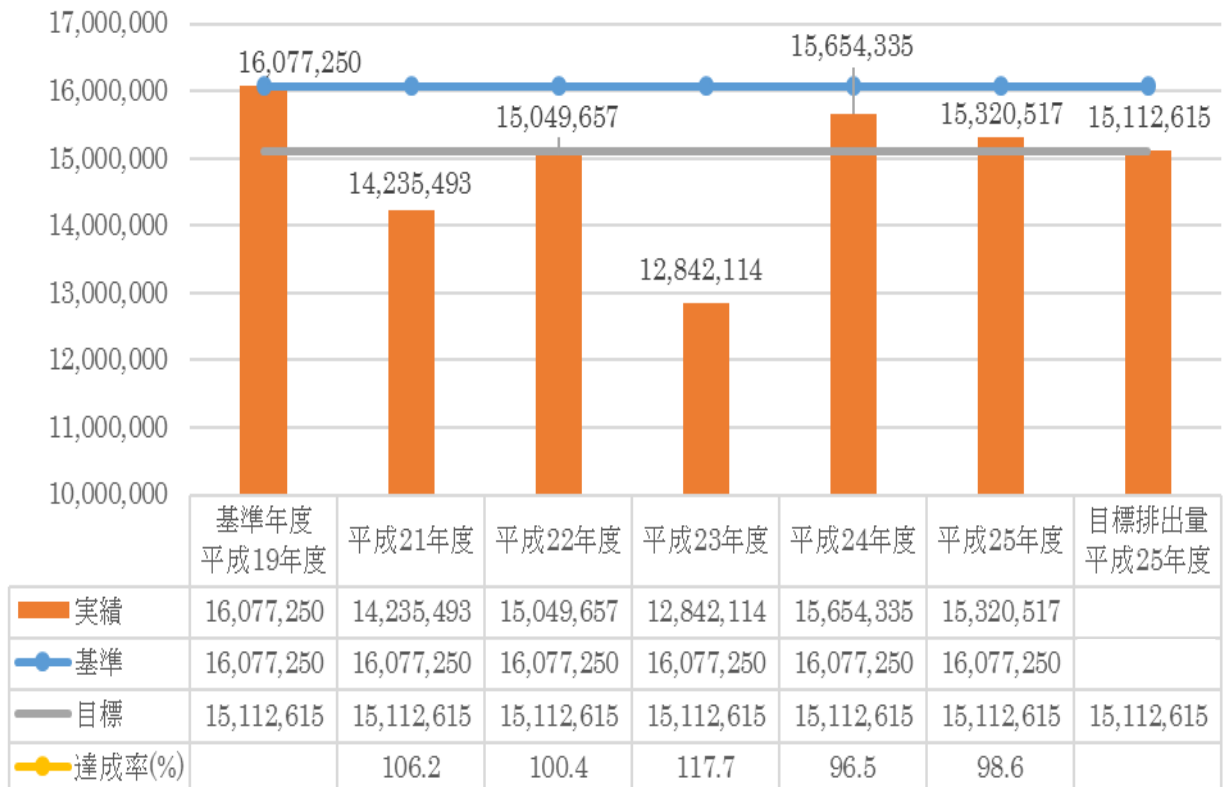
年度	排出量 (kg-CO ₂)	基準との 比較増減 (%)
【基準】平成19年度	16,077,250	—
【目標】平成25年度	15,112,615	6.0%減
平成25年度	15,320,517	4.7%減

【参考】

単位：kg-CO₂

年度	排出量 (kg-CO ₂)	基準との 比較増減 (%)
平成21年度	14,235,493	11.5%減
平成22年度	15,049,657	6.4%減
平成23年度	12,842,114	20.1%減
平成24年度	15,654,335	2.6%減

温室効果ガス 年度別排出量 (単位：kg-CO₂)



※コピー使用枚数

単位：枚

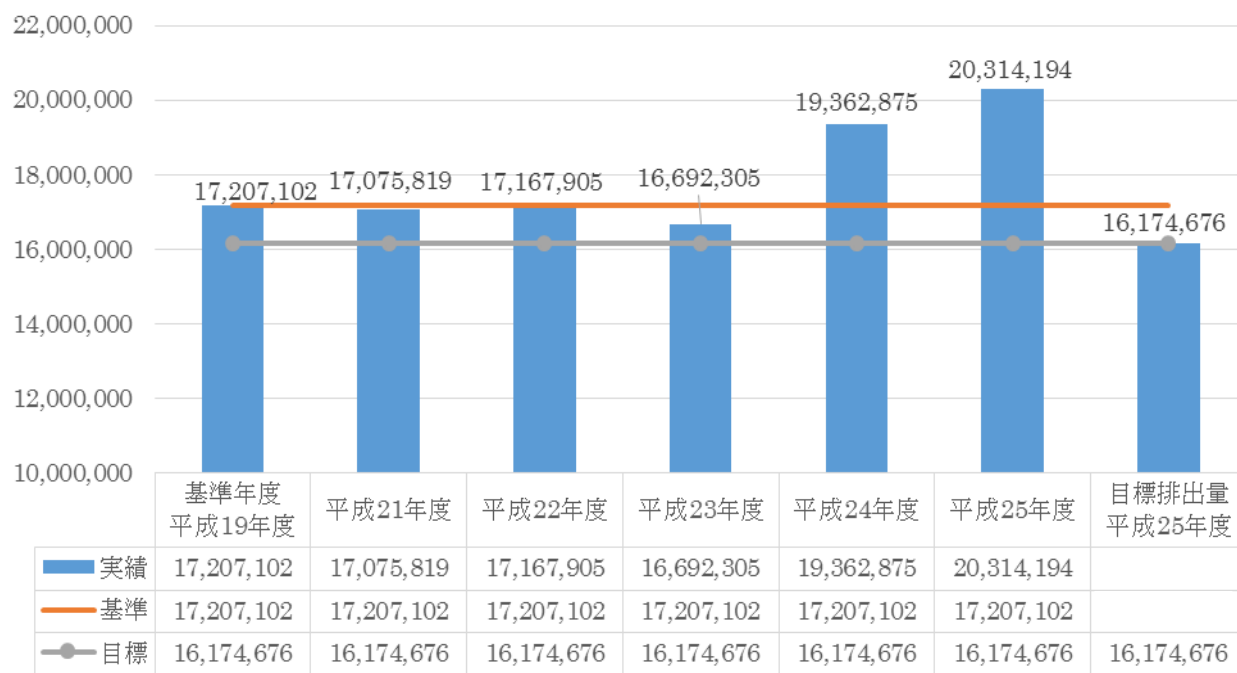
年度	排出量（枚）	基準との比較増減（％）
【基準】平成19年度	17,207,102	—
【目標】平成25年度	16,174,676	6.0%減
平成25年度	20,314,194	18.1%増

【参考】

単位：枚

年度	排出量（枚）	基準との比較増減（％）
平成21年度	17,075,819	0.8%減
平成22年度	17,167,905	0.3%減
平成23年度	16,692,305	3.0%減
平成24年度	19,362,875	12.6%増

コピー使用枚数（単位：枚）



第2章 第2期実行計画の基本的事項

1 計画の目的

市役所も一事業者として率先して温室効果ガスを抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的に、平成21年3月に「栗原市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んできました。

平成25年度に計画が満了することから、これまでの取組み結果を踏まえ、さらに活動を推進するため第2期栗原市地球温暖化対策実行計画を策定します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

3 基準年度

基準年度は、平成25年度とします。

4 実行計画の対象とする施設

本計画の対象範囲は、市が行う事務及び事業のうち、職員の取組みにおいて温室効果ガスの削減が可能な施設を対象とし、学校等の教育部局も引き続き対象とします。

なお、外部に委託して行う事務事業（指定管理施設等）については、実行計画の対象外としていますが、外部の委託者等に対しても、可能な範囲内での協力を呼びかけていくこととします。

《 対象施設一覧（115施設） 》

施設の種類	対象施設名称
庁舎関係 (11施設)	栗原市役所本庁舎、築館総合支所、若柳総合支所、栗駒総合支所、高清水総合支所、一迫総合支所、瀬峰総合支所、鶯沢総合支所、栗原市役所金成庁舎（金成総合支所）、志波姫総合支所、花山総合支所
学校関係 (43施設)	幼稚園（15園）、小学校（14校1分校）、中学校（8校1分校）、学校給食センター（4カ所）
福祉施設関係 (18施設)	保育所・園（14カ所）、児童館（2カ所）、はげまし学園、ファミリーホームひだまり
市民利用関係 (30施設)	栗原文化会館、若柳総合文化センター、一迫ふれあいホール、けやき会館、栗原市図書館、杉薬師の里展示・体験学習館、みちのく伝創館、細倉鉱山資料館、金成歴史民族資料館、公民館（18カ所）、若柳郷土資料館、一迫埋蔵文化財センター、一迫山王考古館
病院関係 (8施設)	栗原中央病院、若柳病院、栗駒病院、高清水診療所、瀬峰診療所、鶯沢診療所、花山診療所、文字診療所
消防関係 (5施設)	栗原市消防本部、東分署、北分署、西出張所、南出張所

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に示された6種類とします。（ただし、市の事務事業から排出されないもの、または排出量の把握が困難なものについては対象から除きます。）

温室効果ガスの種類、主な発生源及び地球温暖化係数は次のとおりとなっています。

温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数 ※
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の使用に伴い発生するほか、廃棄物の焼却によっても排出。	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行に伴う排出や、燃焼に伴う排出、廃棄物の埋め立て、農業からも排出される。	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行に伴う排出や、燃料の燃焼に伴い排出。	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用。	140～11,700
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造用や電子部品等の不活性液体等として使用	6,500～9,200
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用として使用。	23,900

※ 地球温暖化係数とは、対象ガスの温室効果を引かするために用いる係数で、二酸化炭素を1として相対的に表したものの。

6 温室効果ガスの排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定対象活動である、電気、LPガス、灯油、重油等の使用量や自動車走行量等の活動量に排出係数を乗じて活動種別毎に排出量を求め、これらの活動種別ごとの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算定しています。

なお、排出量の単位である「kg-CO₂」は、温室効果ガスの排出・吸収・貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位です。

活動種別二酸化炭素排出係数

活動の種別	二酸化炭素排出係数
電気の使用	0.600 kg-CO ₂ /kwh
LPガスの使用	6.00 kg-CO ₂ /m ³
灯油の使用	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
A重油の使用	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
ガソリンの使用	2.32 kg-CO ₂ /ℓ
軽油の使用	2.58 kg-CO ₂ /ℓ
コピー用紙の使用	0 kg-CO ₂ /ℓ

◇排出係数の取扱いについて

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、別に政令で定める排出係数では、L Pガスに係る二酸化炭素排出量の排出係数が単位重量(kg)当たりになっていますが、実際の使用量は立方メートル(m³)で把握していることが多いので、活動量の単位を(m³)としています。

なお、その場合の排出係数は、政令の排出係数の2倍の数値となります。

紙くず等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、植物により大気中から一度吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものでありカーボンバランスは一定であると考えられ、国際的な取り決め（IPCC ガイドライン）に基づき、排出量には含めないこととされているため、排出係数は0となっています。

（2）温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の算定については、環境省が公開している「温室効果ガス総排出量算定支援システム」を使用し、温室効果ガスの排出量を算定します。

◇平成25年度（基準年度）における活動種別毎の活動量及び温室効果ガス排出量

活動の種類	活動量（H25）	排出量（kg-CO ₂ ）	構成比（%）
電気の使用	16,430,162kwh	8,987,299	58.66
L Pガスの使用	18,789 m³	112,742	0.74
灯油の使用	867,282ℓ	2,159,081	14.09
A重油の使用	1,318,271ℓ	3,572,027	23.31
ガソリンの使用	172,004ℓ	417,960	2.73
軽油の使用	27,086ℓ	71,408	0.47
合 計	—	15,320,517	

◇平成25年度（基準年度）における施設毎の温室効果ガス排出量（CO₂換算）

施設の種類	排出量（kg-CO ₂ ）	構成比（%）
庁舎関係	1,793,809	11.71
学校関係	3,778,388	24.66
福祉施設関係	917,102	5.99
市民利用関係	1,367,122	8.93
病院関係	6,611,479	43.15
消防関係	375,218	2.45
公用車関係	477,399	3.11
合 計	15,320,517	

第3章 第2期実行計画の目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとします。

平成30年度における温室効果ガス排出量を、基準年度（平成25年度）比で1.7%削減する。

※ 宮城県は、平成32年度における温室効果ガス排出量を、基準年度（平成22年度）比で3.4%を削減。

国は、平成32年度における温室効果ガス排出量を、基準年度（平成17年度）比で3.8%を削減。

単位：kg-CO₂

温室効果ガス排出量	平成25年度 (排出量)	平成30年度 (目標排出量)	排出削減量 (削減率1.7%)
	15,320,517	15,060,068	△260,449

2 温室効果ガスの排出量削減の目安

(1) 活動種別毎の削減の目安

電気・ガス等の活動種別毎に、温室効果ガス総排出量の1.7%削減という目標達成のため、必要な排出削減量の目安を活動種別毎に示します。

単位：kg-CO₂

活動の種別	平成25年度 (排出量)	平成30年度 (目標排出量)	排出削減量 (削減率1.7%)
電気の使用	8,987,299	8,834,515	△152,784
LPガスの使用	112,742	110,825	△1,917
灯油の使用	2,159,081	2,122,377	△36,704
A重油の使用	3,572,027	3,511,302	△60,725
ガソリンの使用	417,960	410,855	△7,105
軽油の使用	71,408	70,194	△1,214
合 計	15,320,517	15,060,068	△260,449

コピー用紙の使用 ※	20,314,194	19,968,852	△345,342
------------	------------	------------	----------

※ コピー用紙の使用量については、温室効果ガスとしては算定されませんが、紙類の使用料の削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減等の観点や、電気を使用するコピー・プリンター使用の目安となるなど、重要な取り組みであることから掲載しています。

(2) 施設毎の削減の目安

庁舎や学校等の施設の種別毎に、温室効果ガス総排出量の1.7%削減という目標達成のため、必要な排出削減量の目安を施設の種別毎に示します。

単位：kg-CO₂

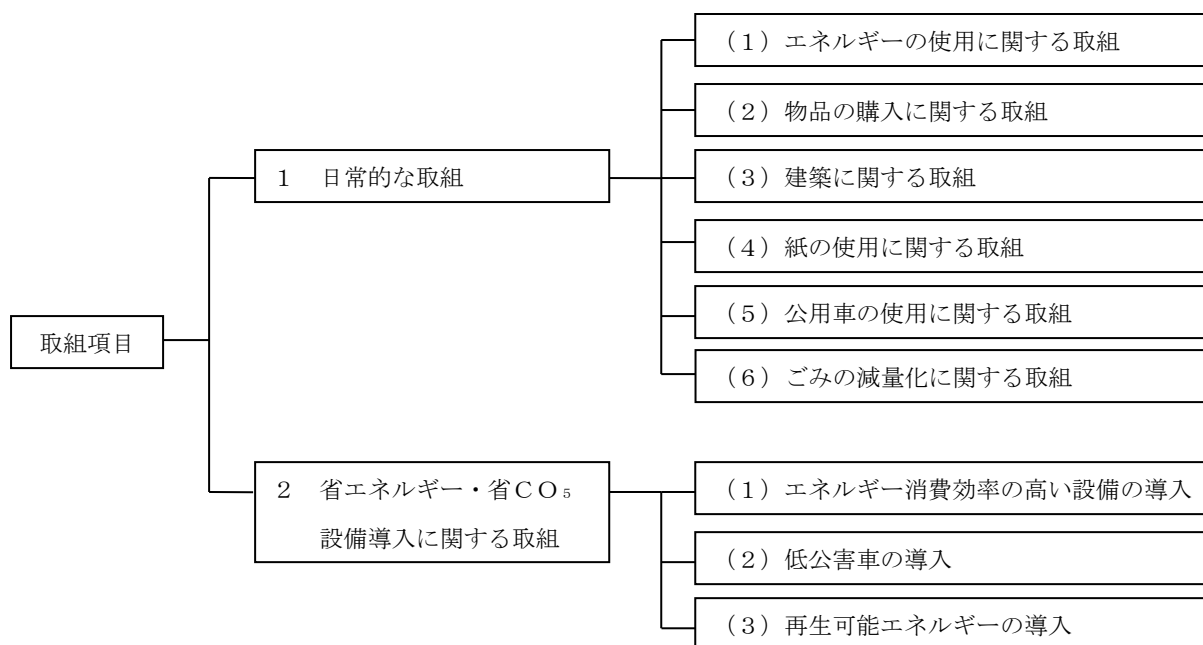
施設の種別	平成25年度 (排出量)	平成30年度 (目標排出量)	排出削減量 (削減率1.7%)
庁舎関係	1,793,809	1,763,314	△30,495
学校関係	3,778,388	3,714,155	△64,233
福祉施設関係	917,102	901,512	△15,590
市民利用関係	1,367,122	1,343,881	△23,241
病院関係	6,611,479	6,499,084	△112,395
消防関係	375,218	368,839	△6,379
公用車関係	477,399	469,283	△8,116
合 計	15,320,517	15,060,068	△260,449

第4章 目標達成のための具体的な取り組み

第2期計画を実効あるものとするための取り組み

- ① 各課（室）の温室効果ガス削減への取り組み結果をフィードバックし、各課（室）の削減の状況を把握する
- ② 各課（室）で実施する温室効果ガス削減の取組内容について、市役所間で情報を共有することで温室効果ガス削減の参考とする。
- ③ 実行委員会を開催し、進捗状況を確認すると共に、目標達成に向けた協議を行う。

◇温室効果ガスの排出量削減に寄与することを目的として、市が実施する取組は次のとおりとする。



1 日常的な取組

庁舎及び各施設における日々の事務事業の中で、心がけることによって温室効果ガスの排出を抑制するため、次の取組を推進します。

(1) エネルギーの使用に関する取組

省エネルギー・省CO₂活動は、温室効果ガス削減に直接的にかかわる重要な取組。

- ◇ 空調機器の温度設定は、冷房温度は28℃以上、暖房温度は20℃以下とし、中間期は外気を有効利用する（クールビズ・ウォームビズ）
- ◇ カーテン（グリーンカーテン含む）やブラインドを効率的に活用し、冷暖房効率を高める

- ◇ 昼休憩時や時間外勤務時には、必要箇所を除いて消灯する
- ◇ 日中は天候や場所などに考慮し、業務に支障の無い範囲で部分消灯に努める
- ◇ 廊下や階段等の共用スペースは、来客者に配慮した上で支障のない範囲で消灯する
- ◇ 会議室や更衣室、トイレや給湯室は必要が無くなった時点で消灯する
- ◇ 定時退庁日の退庁を徹底し、照明時間を短縮する
- ◇ エレベーターの使用を控え、出来るだけ階段を使用する
- ◇ O A機器は使用しない時は省電力（余熱）モードにし、長時間使用しない場合などは電源を切るようにする
- ◇ コーヒーメーカーや電気ポットでの長時間の保温は控える。
- ◇ 電化製品の購入時には、省エネルギー・省CO₂型の製品の購入に努める

（２）物品の購入に関する取組

物品等の購入については、温室効果ガスの排出量削減に配慮したエネルギー消費効率が高い製品を導入するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２２年２月５日変更閣議決定）※」に基づいた物品などの購入を推進します。

- ◇ エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた製品など、環境に配慮した物品を購入する
- ◇ 再生紙、再生プラスチック、間伐材等が使用されている物品を購入する
- ◇ 詰め替え等により、繰り返し利用が可能な製品を購入する

※ 環境物品等の調達に関する基本方針

「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達を総合的・計画的に推進するために定められたもの。

環境物品等に係る基本的な考え方、および具体的な「各特定調達品目及びその判断の基準等」が記載されている。

（３）建築に関する取組

公共工事や設備導入については、環境に配慮した取組を行います。

- ◇ コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の発生抑制及び再生利用、建設発生土等の建設副産物の有効利用を推進する
- ◇ 間伐材の積極的な活用、再生資材など環境に配慮した建設資材の使用に努める
- ◇ 自然環境や生態系など周辺環境に配慮した工事を行う
- ◇ 公共施設周辺や屋上の緑化を推進する
- ◇ 工事車両等からの温室効果ガスの抑制に努める
- ◇ 深夜電力の有効利用に努める
- ◇ 断熱効果の高い建具（二重サッシ、断熱性ドア等）の導入を推進する
- ◇ トイレ用水などへの、雨水を利用したシステムの導入を推進する
- ◇ 省エネルギー型照明装置を導入する

- ◇ 太陽光など自然エネルギーの導入を推進する
- ◇ 自然採光を取り入れた施設構造の導入を推進する

(4) 紙の使用に関する取組

紙の使用量の削減は、廃棄物の量の削減に寄与するため温暖化抑制に有効であるため、以下の取組を行います。

- ◇ 庁内LANを積極的に活用し、可能な限りペーパーレス化を推進する
- ◇ パソコンから印刷する場合は、印刷プレビューで確認し、不要ページ等の印刷を行わない
- ◇ 両面コピーの徹底や両面印刷を徹底する
- ◇ コピー機の使用後はリセットを徹底し、ミスコピーを防止する。
- ◇ 使用済み用紙の裏面利用や、使用済み封筒の再利用に努める
- ◇ 会議資料の簡素化を図り、資料枚数の抑制に努める

(5) 公用車の使用に関する取組

公用車の適正な利用は、燃料使用量の削減や大気汚染の防止に有効なため、以下の取組を行います。

- ◇ タイヤの空気圧のチェックなど、車両の定期的な点検・整備に努める
- ◇ 近距離の移動時は、徒歩や自転車を有効活用し、自動車の利用を控える
- ◇ 急発進や急ブレーキを行わず、加減速の少ない運転に努める
- ◇ エアコンの使用を控える
- ◇ 無用なアイドリングをしない
- ◇ 車の性能を考え、暖気運転は適切に行う
- ◇ 車内の整理を行い、不要な荷物は積まずに走行する
- ◇ 同一方向へ出かける場合などは相乗りに努める
- ◇ 植物由来のバイオ燃料等の導入を推進する
- ◇ 公共交通機関の積極的な利用に努める

(6) ごみの減量化に関する取組

環境に負荷をかけない循環型社会づくりのためには、ごみの減量化・資源化が有効であるため、以下の取組を行います。

- ◇ ごみ減量のため「4R」を推進する
 - ①発生回避 (R e f u s e : リフューズ)
 - ・店舗利用時には、レジ袋を受け取らず、エコバック (マイバック) を利用
 - ②発生抑制 (R e d u c e : リデュース)
 - ・オフィスペーパーは、シュレッダーもしくはリサイクルのみとなるよう分別回収を徹底し、各職場でのごみ箱は最小限に必要な数を設置

- ・詰替え可能な事務用品などを優先的に購入（使用）し、使い捨て製品の購入を控えます
- ・長期使用が可能な製品を購入し、長く使用することを心がける
- ・必要以上に事務用品等の購入はしない

③再使用（R e u s e : リユース）

- ・事務用品は大切に使用し、最後まで使い切ります
- ・事務用機器や電化製品などに不具合が生じた場合でも、修理して再使用するなど、可能な限り長期利用を図ります

④再資源化（R e c y c l e : リサイクル）

- ・資源ごみなどの再資源が図れるゴミは、リサイクルを徹底します
- ・トナーカートリッジ、インクカートリッジなどのリサイクルを徹底します

◇ 庁舎内及び各種イベント等において、廃棄物の抑制・分別・適正な処理（処分）について職員が市民の見本となるよう心がける

2 省エネルギー・省CO₂設備導入に関する取組

既存の設備・機器等の改修や更新時における温室効果ガスの排出を抑制するため、次の取組を推進します。

（１）エネルギー消費効率の高い設備の導入

照明や空調などの電力やガス、灯油などのエネルギーの消費を伴う設備について、その設備の改修や、施設の大規模回収時に併せて、エネルギーの消費やCO₂排出量の少ない設備の導入を検討するとともに特定機器については、エネルギー消費効率の高い機器の導入を検討する。

- ◇ 公共施設の新築・増改築・改修等にあたっては、省エネルギー・省CO₂に配慮した施設とする
- ◇ 省エネルギー型照明機器やLED照明への切り替えを行う

※ 特定機器

エネルギー多量消費機器（自動車、電気機器、ガス・石油機器等）のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律で指定するもの

（２）低公害車の導入

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車を一般的に「低公害車」といい、公用車の買い替え時には、ハイブリット車・天然ガス車・電気自動車又は低燃費かつ低排出ガス認定車などの低公害車の積極的な導入を進める。

（３）再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーとは、非化石エネルギーのうち太陽光のように永続的に利用することができるエネルギーのことをいいます。

温室効果ガスを大幅に削減するためには、化石燃料に過度に頼らない、非化石エネルギーの活用を核とした社会へのシフトが必要です。

このため、施設の大規模改修時に併せて再生可能エネルギーの導入についても検討し、化石燃料の消費に伴って発生する温室効果ガスの削減を図ります。

主な再生可能エネルギー

再生可能エネルギー	水力・地熱・空気熱等
発電分野	太陽光発電・バイオマス発電・風力発電・中小規模水力発電等
熱利用分野	太陽熱利用・バイオマス熱利用
燃料利用	バイオマス燃料製造等

第5章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進等

温室効果ガス使用量について把握するため、事務局である市民生活部環境課より配布する調査票により、各課（室）等において毎年度行うこととし、調査票には前年度分のエネルギーや公用車の使用状況、温室効果ガス削減のための取組み状況について記入し、事務局に提出することとします。

提出された調査票を事務局において取りまとめた後、計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について各課（室）等へ情報を提供し、削減状況の共有を図る。

また、栗原市地球温暖化対策実行委員会に計画の実施状況の点検・評価を報告し、取組内容等の見直しを行いながら、平成30年度での目標の達成を目指す。

【推進のための取組内容】

- ・前年度分のエネルギー（公用車）使用状況調査並びに温室効果ガス削減のための取組み状況調査の実施。
- ・使用状況調査等の結果により点検と評価。
- ・点検と評価結果について各課（室）等への情報提供。
- ・栗原市地球温暖化対策実行委員会の開催（前年度の点検と評価結果について報告）。

2 計画の実施状況の公表

本計画の取組状況については、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第10項に基づき、ホームページ等を利用し、広く市民等に公表します。